

東京都エコ農産物認証実施細則

制定 平成 25 年 4 月 1 日 25 産労農安第 3 号
一部改正 平成 27 年 3 月 31 日 26 産労農安第 1230 号
一部改正 平成 30 年 7 月 17 日 30 産労農安第 422 号
一部改正 令和元年 7 月 1 日 31 産労農安第 416 号
一部改正 令和 3 年 7 月 1 日 3 産労農安第 412 号
一部改正 令和 6 年 4 月 1 日 産労農安第 1671 号

第 1 目 的

この実施細則は、東京都エコ農産物認証要綱（平成 25 年 4 月 1 日付 25 産労農安第 1 号。以下「要綱」という。）及び東京都エコ農産物認証要領（平成 25 年 4 月 1 日付 25 産労農安第 2 号。以下「要領」という。）による東京都エコ農産物の認証に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

第 2 化学肥料の使用量の基準

- 1 化学肥料の使用量の基準は、窒素成分について定める。
- 2 化学肥料と有機質肥料を配合した肥料において、化学肥料由来の窒素成分の割合が不明確なものを使用した場合、施肥した窒素量は、すべてが化学肥料によるものとみなす。
- 3 窒素成分以外の肥料成分についても、使用量をできる限り削減することとする。ただし、化学合成農薬及び化学肥料不使用の認証にあっては、窒素成分以外の化学肥料も使用しないこととする。

第 3 使用を控える農薬

農薬の使用に当たっては、東京都病虫害防除指針に掲載されている農薬を使用することを基本とする。また、毒物に該当する農薬、水質汚濁性農薬、吸引毒性の強い農薬及び臭いの強い農薬の使用は控えることとする。

第 4 認証に係る事務

- 1 認証に係る各種手続きについては、区部及び多摩地域にあっては農業振興事務所が、島しょ地域にあってはその地域を管轄する支庁が行う。
- 2 要綱第 5 に定める認証委員会に係る事務は、農業振興事務所が行う。
- 3 要領第 4 の 3 に定める団体申請管理者は、団体申請の構成者について、次の事項を行う。
(1) 認証申請、認証の変更、実績報告のとりまとめと都への提出

- (2) 提出書類の記載もれなどの確認
- (3) その他、認証団体と都との連絡調整
- 4 要領第6の1に定めるほ場の調査は、原則として区部及び多摩地域に居住する生産者の申請ほ場にあつては農業改良普及センターが、島しょ地域にあつては島しょ農林水産総合センターが安全確認者の協力を得て行う。

第5 認証内容の公表

- 1 要領第6の4による認証の公表については、次の事項について東京都のホームページ等で行う。
 - (1) 認証生産者の氏名・居住区市町村名
 - (2) 認証番号・認証農産物
 - (3) 化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の使用量についての削減割合
 - (4) 販売先又は販売場所
 - (5) その他必要な事項、及び認証生産者が希望する事項
- 2 都は、東京都エコ農産物認証制度を周知するため、1の公表内容を農業協同組合及び区市町村に対して情報提供する。

第6 安全確認者

要領第6の1に定める安全確認者は、次の事項を実施することにより、認証生産者が認証基準に適合した栽培を行っているかを確認する。

なお、安全確認者は、確認内容の信頼性を高める上から、農業関係団体等の当該地域の農業に精通し、技術的な指導が可能な者を選任する。

- (1) 認証の申請を受理した生産者について、都職員とともに別紙調査様式1によりほ場の調査を行う。
- (2) 残留農薬調査のための検体の採取、収集及び分析機関への搬送を行う。
また、認証生産者から提出された生産履歴（別紙調査様式2）を確認し、都に提出する。
- (3) 必要に応じ、認証生産者の栽培管理等について指導を行う。

第7 認証生産者の責務

- 1 認証マークの使用に当たっては、別に定める東京都エコ農産物認証マーク使用規程に基づき、適正な使用に務めなければならない。
- 2 認証生産者は、認証農産物の栽培から販売までの全過程を通じて、適正な管理に努め、生産履歴を記帳しなければならない。
- 3 認証農産物を栽培するほ場やそれに近接するほ場で農薬を散布する際は、認証農産物に対する意図しない農薬の付着を防止するため、農薬飛散を防止する手段を講じなければならない。
- 4 認証農産物は、認証されていない農産物が混入することがないように、十分

に注意して管理する。

- 5 水稻、食用つばき、茶等の認証農産物の加工においては、アミノ酸、着色料等の添加物を使用することはできない。
- 6 認証生産者は、認証期間中各年の東京都エコ農産物の生産について、要領第 10 に定める実績報告書を提出しなければならない。
- 7 認証生産者は、要領第 11 に定める残留農薬調査に供する検体と生産履歴について、別に定めるところに従い提出しなければならない。
- 8 認証生産者は、都が実施する栽培管理状況等の確認に対し、協力しなければならない。

第 8 生産履歴の記帳

認証生産者は生産履歴に、栽培作業の内容及び作業日、収穫日及び収穫量、出荷日及び出荷量、肥料の施用日及び施用量、農薬の使用日及び使用倍率並びに使用量を記録することとする。

また、購入種子については、購入後の種子消毒の使用回数を記載し、購入苗については、購入する以前に苗の養成に使用された農薬の有効成分の種類及び種類ごとの使用回数を記載することとする。

第 9 栽培管理状況等の確認

- 1 都は、認証農産物について、以下の各項により確認する。

(1) 栽培管理状況等の確認

認証農産物の化学合成農薬の使用回数並びに化学肥料使用量の削減技術の導入状況、栽培管理状況、出荷状況及び販売状況を別紙調査様式 3 によって調査し確認する。

ただし、養液栽培においては、化学肥料使用量の削減技術の導入状況に代えて、認証要領別表 1－2 に定める基準への適合状況を確認する。

(2) 化学合成農薬及び化学肥料の使用状況の確認

生産履歴から化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の使用量を確認する。

ただし、養液栽培においては、化学合成農薬の使用状況のみを確認する。

(3) 「茶」に関する調査及び確認

上記の他、「茶」については、乾燥調整状況について別紙調査様式 4 により調査するとともに、認証生産者から乾燥調整記録簿の提示を受けて内容を確認する。

- 2 確認の結果、栽培状況等が認証基準に適合していない場合には、都は、安全確認者および認証生産者に対し、注意を促すとともに、安全確認者と協力して適正化に向けた個別重点的な指導を実施する。

第 10 残留農薬調査

- 1 要領第 11 の 1 に規定する農薬の残留状況の調査は、全ての認証生産者について認証期間中に 3 回以上実施するものとする。ただし、認証団体の全員が同一の品目を同一の技術により生産している場合には、当該団体に属する認証生産者から別に定める割合を抽出して調査に供することができる。都は、その結果を農林水産部ホームページに公表する。
- 2 認証生産者は、要領第 11 の 2 に規定する残留農薬調査を行う検体の生産履歴を別紙調査様式 2 により安全確認者に提出する。別紙調査様式 2 の使用が困難な場合は、必要事項を全て記入している J A 東京グループの帳票、または別紙調査様式 2 と同様の情報が記載された任意の様式で代えることができる。
- 3 都は調査の結果、食品衛生法に基づく基準値を超過する残留農薬が検出された場合、直ちに安全確認者に通知するとともに協力して、別紙調査様式 5 により当該生産者は場での実地調査を行い、原因の究明と再発防止に向けた指導を実施し、その結果を 1 と併せて公表する。さらに安全確認者と協力して適正化に向けた個別重点的な指導を実施する。
- 4 第 10 の 1 の残留農薬調査、及び 2 の生産履歴において農薬使用上の問題が認められた場合は、当該生産者の当該品目の次作について、改めて調査を実施する。

第 11 認証を申請する生産者及び認証生産者に対する確認及び指導

- 1 区部及び多摩地域にあつては農業振興事務所、島しょ地域にあつては支庁及び島しょ農林水産総合センターの職員は、認証を申請した生産者及び申請した農産物を栽培しようとするほ場の確認を行うとともに、土づくりと化学合成農薬及び化学肥料の使用を削減させる効果の高い技術の指導等、申請に必要な助言及び指導を行う。
- 2 1 の職員は、認証生産者に対して、適正な農産物の収穫量を確保するため、必要に応じて土壌診断等を行い、栽培指導を行う。
- 3 都は、農薬・化学肥料についての知識を有する者を講師とする、農薬・化学肥料の適正使用についての講習会等を適宜開催し、認証生産者は積極的に参加するものとする。

第 12 認証の取り消し等

栽培状況等が認証基準に適合していない場合及び農薬残留調査の結果、食品衛生法に基づく基準値を超過する残留農薬が検出された場合における再発防止に向けた個別重点的な指導を実施したにもかかわらず、改善が見込まれない場合には認証を要領第 12 の 1 の規程により一時停止し、認証委員会

に審査を依頼する。認証委員会が、認証取り消しが適当と判断した場合に、要領第 12 の 2 の規程により認証を取り消す。

第 13 その他

この実施細則に定めるもののほか、東京都エコ農産物の認証に必要な事項は別に定める。

附 則

この実施細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この変更は、平成 30 年 7 月 17 日から施行する。

この変更は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

この変更は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

この変更は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

年 東京都エコ農産物認証申請ほ場調査表

生産者名 認証番号※ (更新等の場合に記入)		
申請ほ場番号..	☐ 現状 土づくり中： 緑肥作物栽培 ・ 堆肥散布 栽培中：作物名 その他：	
	☐ 隣接ほ場 なし あり 隣接ほ場からの農薬飛対策等（隣接ほ場がある場合） ① 物理的遮蔽： 遮蔽資材 ② 緩衝地帯設置： 隣接作物からの距離 m ③ その他： 内容	
申請ほ場番号..	☐ 現状 土づくり中： 緑肥作物栽培 ・ 堆肥散布 栽培中：作物名 その他：	
	☐ 隣接ほ場 なし あり 隣接ほ場からの農薬飛対策等（隣接ほ場がある場合） ① 物理的遮蔽： 遮蔽資材 ② 緩衝地帯設置： 隣接作物からの距離 m ③ その他： 内容	
申請ほ場番号..	☐ 現状 土づくり中： 緑肥作物栽培 ・ 堆肥散布 栽培中：作物名 その他：	
	☐ 隣接ほ場 なし あり 隣接ほ場からの農薬飛対策等（隣接ほ場がある場合） ① 物理的遮蔽： 遮蔽資材 ② 緩衝地帯設置： 隣接作物からの距離 m ③ その他： 内容	
申請ほ場番号..	☐ 現状 土づくり中： 緑肥作物栽培 ・ 堆肥散布 栽培中：作物名 その他：	
	☐ 隣接ほ場 なし あり 隣接ほ場からの農薬飛対策等（隣接ほ場がある場合） ① 物理的遮蔽： 遮蔽資材 ② 緩衝地帯設置： 隣接作物からの距離 m ③ その他： 内容	

年 東京都エコ農産物認証申請ほ場調査表(養液栽培)

生産者名 認証番号※ (更新等の場合に記入)	
申請ほ場番号 ..	現状 作物名 : _____ 養液栽培の形式 : _____ 栽培中・準備中 その他 :
	排水流出防止技術
	廃棄資材の処理方法
申請ほ場番号 ..	現状 作物名 : _____ 養液栽培の形式 : _____ 栽培中・準備中 その他 :
	排水流出防止技術
	廃棄資材の処理方法
申請ほ場番号 ..	現状 作物名 : _____ 養液栽培の形式 : _____ 栽培中・準備中 その他 :
	排水流出防止技術
	廃棄資材の処理方法

申請 ほ場 番号 ..	現状 作物名： _____ 養液栽培の形式： _____ 栽培中・準備中 その他： _____
	排液流出防止技術 廃棄資材の処理方法
申請 ほ場 番号 ..	現状 作物名： _____ 養液栽培の形式： _____ 栽培中・準備中 その他： _____
	排液流出防止技術 廃棄資材の処理方法
指摘事項等	

確認年月日 _____ 年 月 日

確 認 者 所 属 _____ 氏 名 _____

所 属 _____ 氏 名 _____

年 東京都エコ農産物生産履歴

【*印は必ず記入すること】

*生産者氏名 (*認証番号) *認証区分 ☐ 東京エコ25 ☐ 東京エコ50 ☐ 東京エコ100
☐ 東京エコ25(養液) ☐ 東京エコ50(養液)

*農産物名 品種名

*生産ほ場所在地 * ☐ 露地 ☐ 施設 * 栽培面積 a

作業記録

* 月 日	作業名	備 考
	* 播種	
	* 定植	
	* 収穫開始	
	収穫終了	

販売出荷記録

* 月 日	* 出 荷 先	*出荷量 kg	うち認証マークを 使用した出荷量 kg
合 計			

防除・施肥記録

* 月 日	防 除					* 月 日	施 肥			
	* 農 薬 名	*希釈倍率 倍	*使用量 kg	*散布液量 ℓ	* 対 象 病 害 虫		* 肥 料 名	*施肥量 kg	*窒素施肥量 kg/10a	*うち化学肥料分 kg/10a
農薬の使用回数 合計 回						化学肥料由来窒素成分 合計 kg/10a				

注： 作業記録は、必要事項を全て記入しているJA東京グループの帳票、または本票と同様の情報が記載された様式でも代用できます。

* 月 日	防 除					* 月 日	施 肥			
	* 農 薬 名	*希釈倍率 倍	*使用量 kg	*散布液量 ℓ	* 対 象 病 害 虫		* 肥 料 名	*施肥量 kg	*窒素施肥量 kg/10a	*うち化学肥料分 kg/10a
農薬の使用回数 合計 回						化学肥料由来窒素成分 合計 kg/10a				

* 月 日	作業名	備 考

* 月 日	* 出 荷 先	*出荷量 kg	うち認証マークを 使用した出荷量 kg
合 計			

2023年 東京都エコ農産物生産履歴 (記入例)

【*印は必ず記入すること(ただし、養液栽培の場合は「うち化学肥料分」は除く)】

*生産者氏名 東京都栄子 (*認証番号 555012) *認証区分 ☒東京エコ25 ☐東京エコ50 ☐東京エコ100
☐東京エコ25(養液) ☐東京エコ50(養液)

*農産物名 ナス 品種名 千両2号

*生産ほ場所在地 新宿区西新宿2-8-1 * ☒露地 ☐施設 *栽培面積 5 a

作業記録

*月日	作業名	備考
	*播種	
5月10日	*定植	購入苗
6月10日	*収穫開始	
9月20日	収穫終了	検体収穫
4月5日	土壌消毒	

販売出荷記録

*月日	*出荷先	*出荷量 kg	うち認証マークを使用した出荷量 kg
6月20日	JA直売所	40	40
6月25日	JA直売所	50	50
6月28日	JA直売所	60	60
6月30日	JA直売所	60	60
合 計		210	210

防除・施肥記録

*月日	防 除					*月日	施 肥			
	*農薬名	*希釈倍率 倍	*使用量 kg	*散布液量 ℓ	*対象病虫害		*肥料名	*施肥量 kg	kg/10a	kg/10a
4月5日	D-D			10	ネコブセンチュウ	4月5日	牛ふんたい肥	500		
	注1:育苗期に使用した農薬 参照 炭酸水素ナトリウムは、天然物由来農薬のため、						油粕	30	3	0
							発酵鶏糞	50	2	0
							マイルドユーキ888	75	12	5.4
苗購入	ニテンピラム	1回				※10a当りの窒素施肥量 = 施肥量(kg) × 窒素含有率(%) × (10a ÷ 栽培面積(a)) 窒素8% 内 化学物質由来の窒素 3.6% ・窒素施肥量(10a当り) 75kg × 8% × (10a ÷ 5a) = 12kg				
	チオファネートメチル	1回			注:農薬の使用量が「株単位」等で 決まっている場合は「●ml/株」や					
	ピリフルキナゾン	1回			「●g/株」等の表記もできます					
	炭酸水素ナトリウム	1回								
5月7日	プレバソンフロアブル5	200		50ml/株	ハモグリバエ類					
農薬の使用回数 合計 5 回						化学肥料由来窒素成分 合計 5.4 kg/10a				

注: 作業記録は、必要事項を全て記入しているJA東京グループの帳票、または本票と同様の情報が記載された様式でも代用できます。

防除・施肥記録(続き)

[illegible]

作業記録(続き)

* 月 日	作業名	備考

記入しきれない場合には、

以下、不足の場合は別シートを追加して

販売出荷記録(続き)

* 月 日	* 出 荷 先	*出荷量 kg	うち認証マークを 使用した出荷量 kg
7月1日	JA直売所	60	60
7月3日	駅前マルシェ	45	45
7月5日	JA直売所	60	60
7月5日	学校給食	20	0
合 計		395	375

生産履歴における農薬使用の記載に関する注意事項

- 東京都エコ農産物における「農薬の使用回数」は、前作の収穫終了後から「育苗に使用した農薬」と、「ほ場で使用した農薬」のうち、「化学合成農薬の有効成分」を数えます。

注1：育苗に使用した農薬の表示

- 育苗時に使用した農薬は、生産履歴に必ず記載してください。
- 販売されている苗には、「農薬の有効成分名」と「使用回数」が表示されています。ただし店舗に掲示されていたり、トレーに貼付されていたり、ホームページで確認が必要であったりと、表示方法は様々ですのでご注意ください。
- 知り合いから譲られた苗（農薬使用履歴の表示義務なし）を使用する場合なども、必ず農薬使用履歴を確認し、引き継いでください。
- ◎自分で育てた苗に使用した農薬や、苗の購入後、定植前までに使用した農薬の使用履歴は、ほ場で使用した農薬と同じように記載してください。

↓ 自家育苗の場合の記入例

作業記録

* 月 日	作業名	備 考
2月16日	*播種	※①
5月10日	*定植	
6月10日	*収穫開始	

防除・施肥記録

* 月 日	防 除				
	* 農 薬 名	*希釈倍率 倍	*使用量 kg	*散布液量 ℓ	*対象病害虫
4月5日	D-D			10	ネコブセンチュウ
4月15日	ベストガード粒剤			1g/株	アブラムシ類
4月22日	トップジンM水和剤	2000		※②	灰色かび病
5月2日	コルト顆粒水和剤	4000			コナジラミ類
	ハーモメイト水溶剤	1000			うどんこ病
5月7日	ブレバソンフロアブル5	200		50ml/株	ハモグリバエ類

※①：播種等の作業はこちらにご記入ください

※②：苗に散布した農薬の散布液量は、記入しなくて構いません

- 種子消毒に使用した農薬に関する注意

- ・購入する前に使用されていた農薬は、カウントしません
- ・種子の購入後に生産者が使用した農薬はカウントします

注 2：農薬の「合計使用回数」の数え方

○この例では、4月5日のD-Dから9月15日のモスピラン顆粒水溶剤までの間に、苗の購入前に使われていた4剤を含む **合計14回 農薬を使用**していますが、「合計使用回数」の欄には「**13回**」と記入しています。

○使用した農薬のうちパンチョTF顆粒水和剤とジャストミート顆粒水和剤は、いずれも**有効成分が2つある混合剤**なので、農薬の使用回数はそれぞれ「**2回**」とカウントします。

○一方、炭酸水素ナトリウム（商品名：ハーモメイト水溶剤）とコロマイト乳剤は**天然物由来の農薬**、ゼンターリ顆粒水和剤は**生物農薬**なので、**使用してもカウントしません**。

カウントしない農薬については、**認証要領別表4**を参照してください。

○以上から、記入例に挙げたナスの農薬使用回数は

①	前作の収穫終了後に、ほ場の土壌消毒に使用した農薬	1回
+	② 苗の購入前に使用されていた農薬	4回
+	③ 苗の購入後、定植前に使用した農薬	1回
+	④ 定植後に使用した農薬	8回
+	⑤ 「④」のうち、有効成分が2つの混合剤	2回
-	⑥ 使用回数にカウントしない農薬	3回
= 合計使用回数 <u>13回</u>		になります。

年 東京都エコ農産物栽培状況等確認書

認証番号： _____ 認証生産者氏名： _____

- 1 確認の方法： ☐ 認証生産者等からの聴取 ☐ 現地の目視
- 2 認証農産物の栽培状況の確認

ほ場住所 または番号	在圃中の 農産物 (○認証あり)	技術の導入状況			農薬等 飛散 防止対策	備 考
		土づくり	化学合成 農薬削減	化学肥料 削減		

※「技術の導入状況」欄には具体的な技術・資材名等、
「農薬等飛散防止対策」欄には物理的遮蔽や緩衝帯の有無、飛散防止技術の導入状況等 を記入

- 3 生産履歴の記帳状況
- ☐ 適 正 (☐ 都様式 ☐ J A様式 ☐ P C記帳 ☐ その他 [_____])
- ☐ 不適正

指導内容：

- 4 認証マークの使用状況
- ☐ 販売物に表示 (☐ シール ☐ 出荷袋 ☐ 結束テープ)
- ☐ その他： _____)
- ☐ ポスター掲示 (掲示場所： _____)
- ☐ その他の利用 (具体的な方法： _____)
- ☐ 利用なし (理由： _____)

- 5 その他 (特記事項・指摘事項等)

確認年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

確 認 者 所属 _____ 氏名 _____

 所属 _____ 氏名 _____

認証番号： _____

確認年月日 _____

[illegible]

認証番号： 認証生産者氏名：

ほ場住所 または番号	在圃中の 農産物 (○認証あり)	技術の導入状況		廃棄資材の 処理	農薬等 飛散 防止対策	備 考
		化学合成 農薬削減	排液流出 防止			

氏名 _____

氏名 _____

認証番号： _____

確認年月日 _____

[illegible]

年 東京都エコ農産物茶乾燥調整状況確認書

生産者氏名 (認証番号)		()
製茶工場 住所・名称		
確 認 事 項	記録簿	記録簿の整備 (有 ・ 無) 記載内容 (適 ・ 不適) 指摘事項 :
	乾燥調整 施設	東京都エコ農産物茶以外との区分 : 乾燥調整施設以外の設備の状況 :
	その他	
	確認結果に 基づく 指導内容	

確認年月日 年 月 日

確 認 者 所 属 氏 名

所属 氏名

農薬指導に関する経過と対策について

1 生産者

J A

住 所

氏 名

2 品 目

3 圃場地番

4 試料採取日

5 栽培概要

(1) は種又は定植

(2) 収穫月日

(3) 農薬の使用状況

6 当該圃場で収穫された農産物の出荷先及び販売数量について

7 事実経過及び原因について

8 今後の対策について

9 その他

10 添付資料